

令和5年度

事業計画書

公益社団法人 高松市歯科医師会



## 令和5年度事業計画

### ○基本方針

我が国の65歳以上人口は、3,621万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は、28.9%となっており、高齢者人口のピークは、2040（令和22）年頃と見込まれている。人口減少が進む中で、担い手不足への懸念が指摘される一方、「人生100年」というこれまで経験したことがない長い人生を生きる時代がやってくる。令和の時代には、こうした新たな状況に対応した社会保障や働き方のあり方を考えていく必要がある。加えて、2020（令和2）年に入り、我が国を含め全世界で新型コロナウイルス感染症が広がり、変異を繰り返し、現在に至っている状況である。今、世界中で、人々の命と健康を守るため、医療体制の整備やワクチン等の研究開発や実用化が進められている。同時に、社会・経済活動の停滞により影響が及んでいる雇用や家計に対し、前例のない様々な対策がこれまでにない規模で実施されている。

感染症の収束がまだ見通せない状況の中で、政府は、ウイズコロナに向けた新たな段階への移行とし、社会経済活動の回復に向けた取り組みを順次すすめることとされている。

今後を見据えると、ウイズコロナにおける財政出動等により、財政状況も踏まえ、引き続き給付と負担の見直しに取り組むとともに、保険料を負担する支え手を増やすこと、また、医療・福祉サービスの担い手の確保といった視点も重要になってきている。

このような状況を踏まえ、本会では、高松市が策定した「健康都市推進ビジョン」に基づいた、笑顔の輪が広がる「健康都市」の実現を目指し、積極的に協力・連携する中、健康寿命を延ばす諸事業を展開している。

また、歯科救急医療センターにおける歯科診療事業において、感染拡大防止対策を講じ、救急歯科診療等を行うとともに、「歯と口の週間行事」、「もぐもぐだより」、「もぐもぐ施設だより」を発行するなど、市民の健康保持・増進に寄与し、公益法人としての社会的役割を果たしてきているところである。

令和5年度においても引き続き、成人歯科保健事業や母子歯科保健事業並びに保育所及び学校歯科保健事業など、歯科医療領域の諸事業を、積極的に協力・実施するほか、行政に対し、口腔機能に着目した健診導入などへの更なる働きかけを通して、「健康都市」の実現に寄与してまいりたいと考えている。

また、南海トラフ巨大地震の発生が現実味を帯びてきている現在、香川県歯科医師会とも協力・連携を深める中、高松市との協定書に基づき、本会に求められている役割が全うできるよう、災害時緊急連絡網を活用した防災訓練や資機材調達など、平常時にできる準備を引き続き実施することとしている。

また、ウイズコロナにおいても、決して後退することなく、前向きに地域住

民の健康志向の高まりに対応し、関係機関との緊密な連携のもと、一般の歯科医院では対応が難しい障がい児（者）の歯科診療事業や救急歯科診療事業のさらなる充実を図り、地域拠点歯科診療所として、さらには、公益社団法人としての責務を果たすことにしている。

○事業計画

(1)成人歯科保健事業

高松市が広く募集した市民や企業・事業所を対象に、保健センターやコミュニティセンター等において開催される歯科相談や口腔衛生指導、歯科健康診査等に歯科医師及び歯科衛生士を派遣し、各事業を通じて歯科疾患の予防と疾患の早期発見及び早期治療を促すことにより、市民の健康保持並びに増進に寄与する。

また、高松市及び直島町が指定する年齢の住民を対象に、成人歯科健康診査を行い、対象者の健康保持に寄与する。

① 歯の健康相談

保健センター・コミュニティセンターや事業所等で年間17回予定  
歯科医師派遣 延べ17名

② 歯の健康教育

各保健センターやコミュニティセンター等で年間34回予定  
歯科衛生士派遣 延べ34名

③成人歯科健康診査

高松市：対象者	30、40、50、60、65、70歳の市民
受診期間	7月1日～2月29日(8か月間)
受診者	4,265人
受診率	15.8%(市全体の見込み)
直島町：対象者	40、50、60、70歳の町民
受診期間	10月1日～11月30日(2か月間)
受診者	40人

④成人歯科保健活動

啓発ポスター・啓発チラシの作成、傷害保険加入など

(2)産業歯科健康診査事業

国民健康保険事業、中小企業勤労者福祉共済事業、後期高齢者医療の各歯科ドックを行い、歯科疾患及び歯科に関連する生活習慣病の発生を予防するとともに、早期発見により重症化を防止し受診者の健康の保持増進に寄与する。

- ①国民健康保険事業歯科ドック 受診者25人
- ②中小企業勤労者福祉共済事業歯科ドック 受診者25人
- ③後期高齢者医療歯科ドック 受診者25人
- ④産業歯科健康診査活動 啓発チラシの作成

### (3) 母子歯科保健事業

高松市が保健センター（桜町・仏生山）で定期的に行う1歳6か月児及び3歳児の健康診査をはじめ、幼児期の歯科の健康診査や発育状態の個別相談等を行い、幼児の健全な発育に寄与する。なお、1歳6か月児については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点等から個別健診を実施しているが、感染状況を注視し、従前の集団検診に移行するものである。

また、妊婦を対象に歯科健康診査を随時実施し、妊婦の口腔保健の増進に寄与する。さらに、産後の歯科健康診査の実現に向け、引き続き市行政への働きかけを行っており、その結果、妊婦歯科健康診査を妊産婦歯科健康歯科診査(産後1年まで)に拡充し、妊産婦及び乳幼児の口腔保健の増進を図る。

なお、2歳児を対象にした幼児歯科健康診査は、一定の研修を受講した歯科医師の院所において、妊婦歯科健康診査と同様に年間を通して行い、受診者の利便性の向上を図ることとしている。

- ① 1歳6か月児健康診査
  - 保健センター（桜町30回、仏生山30回）で年間60回予定
  - 歯科医師派遣 延べ120名
  - 歯科衛生士派遣 延べ120名
- ② 3歳児健康診査
  - 保健センター（桜町33回、仏生山31回）で年間64回予定
  - 歯科医師派遣 延べ128名
  - 歯科衛生士派遣 延べ128名
- ③ 幼児歯科健康診査
  - 受診者 2,473人
- ④ 妊婦歯科健康診査(産後1年までに新規拡充)
  - 受診者 高松市1,570人、直島町10人
- ⑤ 母子歯科保健活動
  - 啓発チラシの作成、傷害保険加入など

#### (4) 歯と口の健康週間行事

厚生労働省、文部科学省、日本歯科医師会が実施する週間に応じ、地域住民参加型の各種啓発行事を展開し、歯科疾患の予防と疾患の早期発見・早期治療を促すことにより、市民の健康増進に寄与する。

日時：令和5年6月4日(日)午前9時～午後1時

場所：高松市歯科救急医療センター

内容：歯科相談、ブラッシング指導、フッ素塗布、口腔がん検診、AED 体験、骨密度測定、パネル展示、紙芝居、クイズラリーなど

#### (5) 保育所歯科保健事業

市内の公私立保育所等を、歯科衛生士が年2回定期的に巡回訪問し、就学前児童に対し歯磨きなどの口腔衛生指導を行い、幼児期における口腔衛生の重要性を啓発するとともに、嘱託歯科医師が歯科健康診査等に従事する際の事故に備え傷害保険に加入することにより、安心して職務に専念できるようにする。

##### ①保育所等巡回口腔衛生指導

公私立保育所(幼稚園、こども園を含む。) 80か所予定

##### ②保育所歯科健康診査

傷害保険加入

#### (6) 学校歯科保健事業

市内の小中高校の養護教諭、保健担当教諭を対象に、歯科医師及び歯科衛生士を講師とする研修会を開き、児童生徒の保健教育の向上に寄与するとともに、高松市学校保健会が行う「よい歯の児童生徒審査会」に協力し、同審査会を通じて児童生徒の歯の健康に関する理解を深めるほか、新規学校歯科医師等を対象に説明会を開催する。

また、学校歯科医が歯科健康診査等に従事する際の事故に備え、傷害保険に加入することにより、安心して職務に専念できるようにする。

##### ①学校歯科保健担当者研修会

日時：夏休み期間中

場所：高松市歯科救急医療センター4階ホール

##### ②よい歯の児童生徒審査会

日時：令和5年7月13日(木曜日)

場所：高松市総合教育センター(末広町 元新塩屋町小学校)の予定

##### ③新規学校歯科医等説明会

年1回

④学校歯科健康診査

傷害保険加入

(7)学術講演会

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、従来のような講演会の開催は難しい状況にあるものの、WEBセミナーやITを活用した研修会・講演会などコロナ禍に対応した新しい実施方法を模索しながら、事業を計画し、医療知識の習得及び技能の向上に努め、地域医療の充実・発展に寄与する。

学術講演会 3回開催予定

(8)歯科医療情報提供事業

地域住民を対象とした歯科医療を理解するための情報を提供し、歯科医療に関する市民の理解を深めることに寄与する。

会員や市民への口腔ケアの啓発につながる事業を企画・検討

(9)税務・経営研修会及びIT講習会

税制改正や確定申告、IT（情報技術）などに関する研修会を開催し、税知識の習得と納税の適正化に資するとともに、院所経営の安定化を図り、安心して地域医療に貢献できる体制づくりに寄与する。

税務及び経営研修会、IT研修会 各年1回開催予定

(10)医療管理研修会

歯科医師及び歯科衛生士等を対象に研修会を開催し、医療上の安全を確保するうえにおいて必要とされる知識の習得を図り、医療事故の防止に努め地域住民の安心感の向上に寄与する。

医療管理研修会 年1回開催予定

(11)専門的口腔ケア活動事業

高齢者介護施設や地区保健委員会等を対象に、口腔ケアに関する情報を掲載した啓発紙を配布するほか、高齢者介護施設等を訪問し、入居者や施設職員に口腔ケア等の指導を行うほか、高松市が進める高齢者の生きがづくり・居場所づくり事業に協力し、高齢者の健康保持に寄与する。

また、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域との連携をさらに強化する。

さらに、8020推進財団の助成を受け、地域病院からの要請に基づき、入院患者への口腔ケアなど「地域病院への歯科保健医療推進事業」を実施する。

① 高齢者介護施設等訪問口腔ケア活動

高齢者介護施設 5 か所訪問

②啓発紙「もぐもぐ施設だより」の発行

A 3 版 2 つ折りカラー印刷 10,000 部

③専門的口腔ケア活動の推進

「もぐもぐ施設だより」の企画立案、地域の連携会議への参加、高齢者居場所づくり事業への協力など

④地域病院への歯科保健医療推進事業の実施

入院患者への口腔ケア活動

#### (12) 在宅訪問歯科診療対策事業

平成 24 年度から 5 年間実施した歯科衛生士養成講座の修了者を対象としたスキルアップ講座を開設し、より一層の知識・技能の向上を図り、地域医療の充実に寄与する。また、社会的ニーズが高まっている地域包括ケアシステムに関する講演会を開催し、知識の習得を図り、同システムの構築に積極的に貢献する。さらに、訪問歯科診療研究会が主体となって講演・研修会を開催するとともに、病院歯科会員との連携を強化し、在宅診療のさらなる充実を図る。

①在宅訪問歯科衛生士スキルアップ講座

年 3 回程度開催予定 受講者 50 名(予定)

②地域包括ケアシステムに関する講演会

年 1 回開催予定

③訪問歯科診療研究会の企画・立案による講演・研修会の開催

④病院歯科会員連絡協議会の開催

#### (13) 医療保険制度周知事業

診療報酬等の改定に関する説明のほか、保険適用の適否等の相談会を定期的に開催するとともに、関係機関と連携し、医療保険制度の適切な運営に寄与する。

診療報酬等の改定に関する説明会：適宜実施

相談会：年 12 回開催予定

関係機関協議会：必要の都度

#### (14) 啓発紙の発行

歯科口腔衛生に関する啓発紙を発行し、市内の小中学校・幼稚園、こども園・保育所等を通じて、広く配布するとともに、保健センターやコミュニティセンターの窓口に備え置くほか、高松市や保健委員会が主催する研修会の資料としても活用することにより、広く市民の健康づくりに寄与する。



「もぐもぐだより」の発行 年1回

A3版2つ折りカラー印刷 64,500部発行予定

(15)高歯会報の発行

会員を対象に、歯科医療情報や会務の状況等を記載した会報を定期的に発行し、会務運営の円滑化に資する。

「高歯会報」の発行 年11回 毎回260部予定

(16)会員の福利厚生事業

春秋会の開催及び青龍会を開催するとともに、部同好会に助成することや、引き続き、市民との交流を図り市民に本会を認知してもらう事業に参加することに対し助成を行い、より会員相互の親睦及び交流を促す。

(17)災害救護活動対策事業

大規模災害発生時には、歯科医師にも社会的に救護活動等が求められることから、関係機関が行う検視訓練や研修会に参加するほか、各支部の災害担当者との連絡会を開催する。また、災害対応訓練の実施及び関係団体との連携を推進するほか、引き続き、災害時に必要とされる歯科衛生用品、資機材等の備蓄を行い、市民の安心感の向上に寄与する。

全国警察歯科医会主催の研修会等に参加、災害担当者会の開催・訓練実施、備蓄用資機材等の購入

(18)障がい者歯科診療事業

一般の歯科医院では対応が難しい障がい児(者)を対象に、日本障害者歯科学会の認定医による専門的な歯科診療や口腔衛生指導を行い、障がい児(者)の健康保持に寄与する。令和元年度から「地域拠点歯科診療所」として、施設整備について助成を受けており、当該年度は受電設備の改修を行う。

診療日：毎週月・木・土曜日(月曜日が休日となる場合は翌日の火曜日、12月29日から1月3日までは除く。)

診療時間：午前9時30分～午後4時30分

診療体制：月曜日－歯科医師1名、歯科衛生士2名

木・土曜日－歯科医師2名、歯科衛生士4名

患者数見込：年間延べ2,100人

(19)救急歯科診療事業

夜間及び休日において、市民はもとより周辺市町の住民や滞在者を含めた

救急患者に、年間を通じて対応することにより、地域医療の充実に寄与する。

①夜間救急歯科診療

診療日：毎週月曜日～土曜日(休日及び12月30日から1月3日まで  
は除く。)

診療時間：午後7時30分～午後10時

診療体制：歯科医師1～2名、歯科衛生士2～4名

患者数見込：延べ1,100人

②休日救急歯科診療

診療日：日曜日、国民の祝日、振替休日、お盆期間(8月13日～15  
日)、12月30日～1月3日

診療時間：午前9時～正午、午後1時～午後4時

(12月30日～1月3日は午前9時～正午)

診療体制：歯科医師1～3名、歯科衛生士2～6名

患者数見込：延べ1,500人